

# 畜産農家の皆さんへ

～飼料を正しく使用して安全な畜産物を生産しましょう！～

## 表示票を確認して正しく飼料を使用しましょう！

- 飼料の名称
- 飼料の種類
- 製造年月
- 製造業者の氏名又は名称及び住所
- 製造事業場の名称及び所在地
- 対象家畜等**
- 正味重量
- 成分量
- 含有する飼料添加物の名称及び量
- 原材料名等
- 使用上及び保存上の注意**

配混合飼料は、表示に記載された対象家畜や使用上の注意に従って、正しく使いましょう。

次の事項は必ず従って下さい。

①**対象家畜等**

②**使用上及び保存上の注意**

※抗菌性飼料添加物を含む飼料には  
使用できない期間が記載されています。

表示に従わずに使用した場合、有害な  
畜産物が生産され、回収や廃棄の対象  
となります。

また、法律による罰則の対象となります。

飼料をバラで購入する際は、運送業者から表示票をもらいましょう！

## BSE発生防止のためのガイドラインを遵守しましょう！

A 飼料

反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしかをいう)に  
給与できる飼料で、動物性たん白質が含まれて  
いない飼料及び飼料原料をいいます。



B 飼料

A 飼料以外の飼料及び飼料原料をいいます。  
**牛などの反すう動物に給与できません。**



◎牛へは「A 飼料」、「反すう動物用飼料専用」、「牛用飼料専用」などの表示がある飼料だけ給与  
し、それ以外のものを給与しないで下さい。

◎A 飼料は専用の容器を用いるか、専用の場所に保管しましょう。

◎A 飼料を運ぶ台車や給与の際に用いるスコップなどは専用化しましょう。

◎牛以外の動物を飼っている場合は、その動物のエサがA 飼料に混入しないように注意しましょう。

## 飼料の使用記録をつけましょう！

次の事項を帳簿に記録して、適正な飼養管理を行っていることの証拠を残しましょう。

- 飼料を使用した年月日
- 飼料を使用した場所
- 飼料を使用した家畜等の種類
- 飼料の名称
- 飼料の使用量
- 飼料を購入した年月日および購入先の氏名又は名称

### 帳簿の保存期間の目安

プロイラー	2年間
採卵鶏	5年間
豚	2年間
牛	8年間

飼料が原因となって有害な畜産物が生産された場合に、原因の特定や原因となった飼料の流通の防止を迅速に行ううえで必要です。

## 飼料添加物は表示をよく確認して給与しましょう！

- 飼料添加物は農林水産大臣の指定を受けた163種が指定されています。
- 特に抗菌性飼料添加物については、家畜の種類、生育段階、添加量などが細かく定められていますので、「**使用上の注意**」は必ず守って下さい。
- 表示に従わずに使用した場合、法令に違反することがありますので、注意しましょう。

## 家畜への動物性たん白質等の給与が規制されています！

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など	豚	鶏	養魚
乳・乳製品、卵・卵製品、骨灰、骨炭、第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白を含まないもの）、ゼラチン及びコラーゲン（確）	ほ乳動物 家きん 魚介類	○	○	○	○
魚粉等（確）	魚介類				
チキンミール、フェザーミール（確）	家きん	×	○	○	○
血粉、血しょうたん白（確）	豚・馬 家きん				
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、蹄粉、角粉、皮粉、獸脂かすなど（確）	牛など	×	○	○	○
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉（確）	豚、豚・家 きん混合	×	○	○	○
肉類を含む食品残さ（残飯など）	ほ乳動物 家きん 魚介類	×	○	○	○

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。

注2 「（確）」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

※動物性たん白質以外に、動物性油脂についても規制があります。